

村十族 村員何長等 一員家之村一川崎下以

編目村 族 區

1100 編目村 一員家之村一川崎下以

1100 編目村 一員家之村一川崎下以

1100 編目村 一員家之村一川崎下以

1100 編目村 一員家之村一川崎下以

1100 編目村 一員家之村一川崎下以

1100 編目村 一員家之村一川崎下以

1100 編目村 一員家之村一川崎下以

1100 編目村 一員家之村一川崎下以

1100 編目村 一員家之村一川崎下以

1100 編目村 一員家之村一川崎下以

1100 編目村 一員家之村一川崎下以

(二) 大会 (三) 委員会

一、大会ハ本組合役員及ニ各支部選出代表者(但役員十名在キ一員ノ

割合)ヨリ半但俄 毎年春秋二回役員長之ニ報告シ本組合ノ重要事項

ヲ協議ス、大会 議長ハ但役員長之ニ任シ議事ハ出席者ノ過半勢ヨリ之ノ

決メ方ニ由リ之ヲ但役員長之ニ解決ス

但ニ委員会ニ其ノ必要ト認メ凡時ハ臨時大会ヲ召集スルコトヲ得

二、委員会ハ本組合役員長ノ下ニシテ但役員長三名以上ノ委員

ニ任シ之ヲ其ノ職ニ任シ、決議ヲ行フ力アリ、但ニ此等ニ任シタル委員

項是時ハ大会ノ決議ヲ依リテ之ヲ執行シ、大会ニ於テ事後ノ報告ヲ得ル

セ、又ニ委員会一節ノ行為ニ關シテハ委員連席ヨリテ其責ニ任ス

第三條 本組合支部三左ノ役員ヲ有ス

(一) 組合長一名 (二) 書記長一名 (三) 委員 若干名

一、組合長ハ委員會ノ推薦ヲ受テ大会出席者三分ノ二以上ノ賛成